

香川県耕作放棄地対策マニュアル

平成22年1月

香川県担い手育成総合支援協議会

香川県農政水産部農業経営課
耕作放棄地対策マニュアル作成チーム

1. はじめに

(1) 耕作放棄地とは

耕作放棄地とは、農業センサスにおいて定義されている統計上の用語です。

一方、遊休農地は、農業経営基盤強化促進法で定義されており、耕作放棄地とほぼ同じ概念で使われています。

本マニュアルでは、農家等になじみのある「耕作放棄地」の用語を用いて説明を行います。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年間の間に耕作するはっきりした考えのない土地

遊休農地

農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの

(2) 耕作放棄地の現状

本県の耕作放棄地面積は、平成17年度（2005年農業センサス）は4,755haと、昭和60年度の2,020haから20年で約2.4倍と大幅に増加しており、耕地面積が年々減少する中で、耕作放棄地は増加傾向にあります。また、経営耕地に占める耕作放棄地の割合も平成17年度には15.3%と全国平均（9.7%）を上回っています。

図1 耕作放棄地面積の推移

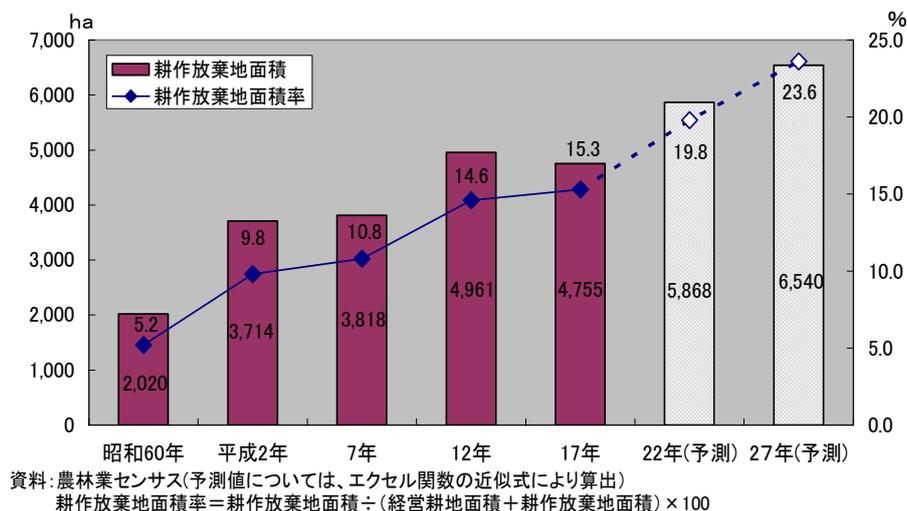
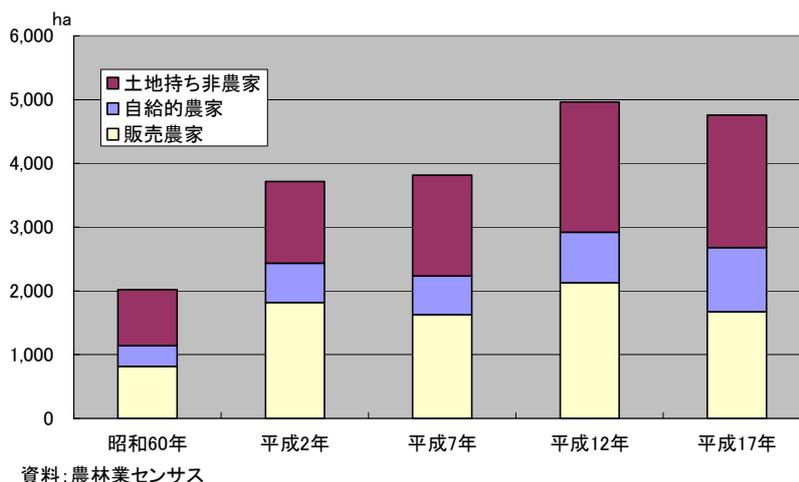


図2 農家の形態別耕作放棄地面積



農家の形態別にみると、販売農家の耕作放棄地面積はほぼ横ばいで推移しているものの、自給的農家と土地持ち非農家の耕作放棄地が増加しており、平成17年度には耕作放棄地面積全体の6割強を占めています。また、耕作放棄地面積率においても、土地持ち非農家の所有する農地の83%が利用されていない状況にあります。

このような中、平成20年度に、市町・農業委員会が一斉調査を実施したところ、耕作放棄地が5,296haと、平成17年度の数値よりも540ha多い数値となりました。

このうち、現段階で農地として再生すべき耕作放棄地1,581haについては、草刈りなど簡単な作業を行うことで耕作が可能なものが635ha、重機による復元作業や基盤整備等が必要な農地が946haとなっています。

農地としての再生が困難な3,715haについては、今後、所有者の意向も踏まえながら、その取り扱いについて検討する必要があります。

表1 耕作放棄地全体調査結果の概要

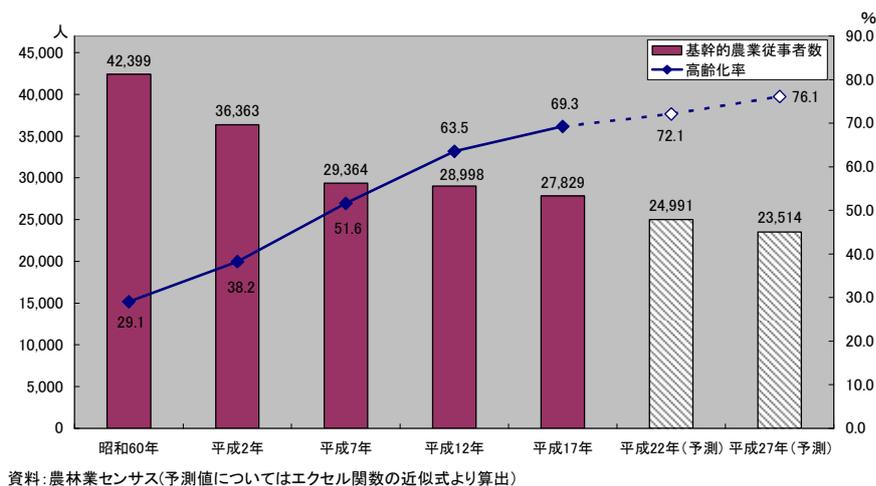
再生する耕作放棄地面積	草刈り等で直ちに耕作可能な農地		基盤整備等を実施して農業利用すべき農地		
	うち農用地区域面積	うち農用地区域面積	うち農用地区域面積	うち農用地区域面積	
1,581ha	(1,192)ha	635ha	(406)ha	946ha	(786)ha

注) 今回の調査により把握した土地は、以前耕地であったもので、実際の土地の状況からみて、現状では耕作できないものと市町等が判断した土地。そのため、農林業センサスで調査対象としている土地と一致しない。

(3) 耕作放棄地の発生要因

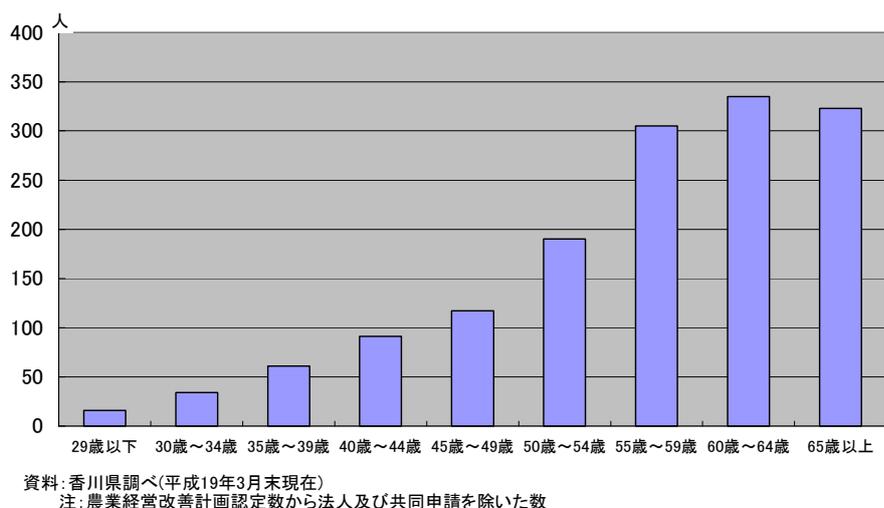
本県の農業労働力についてみると、平成17年度の基幹的農業従事者数は27,829人と昭和60年度の65%にまで減少しており、高齢化率(65歳以上の割合)も69%と、本県農業は高齢者によって支えられているのが実状です。

図3 基幹的農業従事者数と高齢化率の推移



また、本県農業の中核的な担い手である認定農業者は、平成19年度末で1,472経営体(法人及び共同申請を除く)ですが、高齢化率は21.9%と基幹的農業従事者全体よりは若いものの、経営改善計画の認定数の伸びが鈍化している中、今後、10年ほどの内に高齢化が急速に進むと予想されます。そして、これら認定農業者の約半数で農業後継者確保の見込みが立っていないのが実状です。

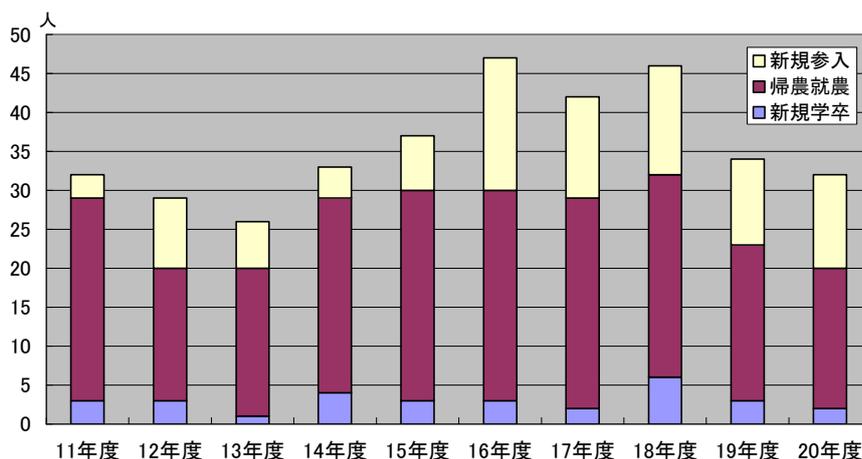
図4 年齢別認定農業者数



一方、新規就農者数については、毎年平均約35名と少数にとどまっており、農業従事者の減少分を補うには至っていないのが現状です。

平成20年度に香川県新規就農相談センターで行った就農相談件数は345件(のべ件数)と就農を希望する人は多くいます。しかし、それら就農希望者の多くが就農にまでは至っていません。就農にいたらなかった理由はいろいろありますが、その一つに農地の取得(借入れ)ができなかったことがあります。

図5 新規就農者数の推移



資料：香川県農村青少年等実態調査

耕作放棄地の発生原因についての全国調査でも、すべての農業地域区分で「高齢化等により労働力が不足」が最も多く全体の5割近くを占め、ついで、「生産性が低い」、「農地の受け手がない」、「土地条件が悪い」等があげられています。

平成21年10月に、国による本県での耕作放棄地に関する意向について各市町担当者への調査が行なわれ、その中で、各農業地域類型区分ごとに耕作放棄地の発生理由を質問したところ、都市的地域から山間農業地域までの各農業地域で「耕作者の高齢化・労働力不足」が最大の理由となっていました。

また、耕作放棄地の増加とその所有者を詳しく見てみますと、都市的地域及び平地農業地域では「土地持ち非農家の増加」が一番の原因と考えられ、資産としての土地保有の様子が伺えます。一方、中間農業地域及び山間農業地域では、「不在地主の増加」が大きな要因となっており、土地への愛着も薄らぎつつあることがうかがえます。

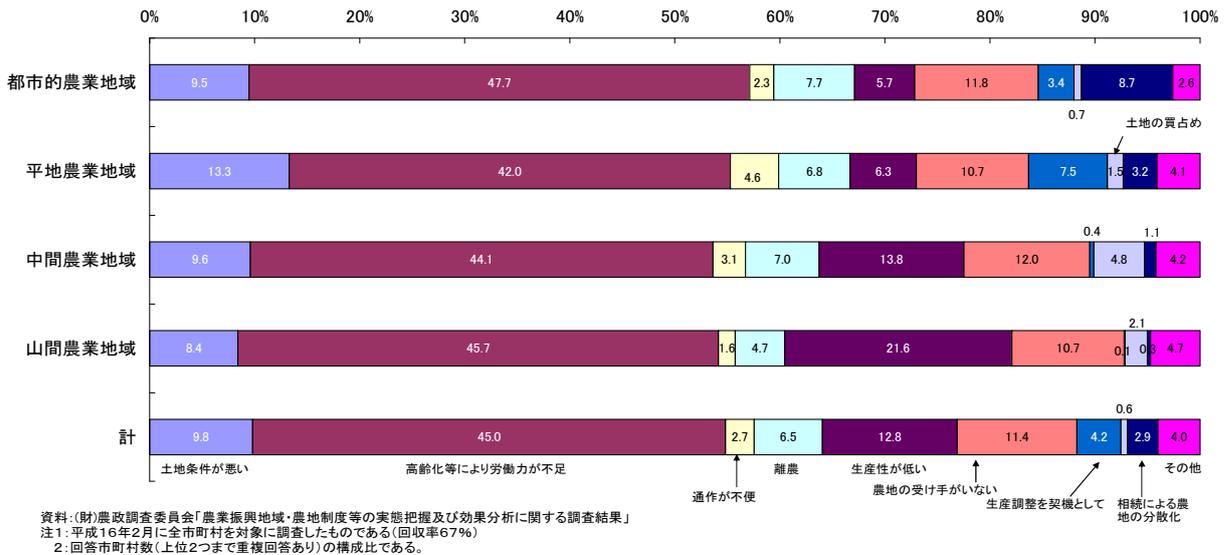
農作物については、各農業地域とも農産物価格の低迷による生産意欲の低下をあげており、中間農業地域や山間農業地域では、鳥獣被害も生産意欲の低下に拍車をかける要因となっています。

つまり、地域に農業の担い手がない、あるいは不足していることが耕作放棄地発生のかな要因となっています。

これら要因の背景には、農産物の輸入拡大や国内農産物の過剰生産に伴う農産物価格の下落があります。

特に、耕作条件が悪い中山間地域などでは、農業の収益性が低く他産業並の所得確保が難しいため農業後継者も少なく、農業従事者の高齢化とリタイヤも相まって、農地の保全すら出来なくなりつつあります。

図6 耕作放棄の発生要因（平成16年）



(4) 耕作放棄地に関する主要制度とこれまでの取り組み

法制度面では、「農業経営基盤強化促進法」の改正が平成15年と17年に行われ、農地所有者等に対する農業委員会による指導や市町長による通知・勧告、都道府県知事による調停・裁定等により、耕作放棄地の農業上の利用増進を図ることができるようになりました。

これは、市町構想において遊休農地及び遊休農地となる恐れがある農地を「要活用農地」と「それ以外の農地」に振り分け適正な利用に努めるものですが、今回の改正農地法(平成21年12月施行)では、農業委員会が毎年すべての農地を対象とした調査により利用状況の把握を行い、農地の有効利用の徹底を図ることとなりました。そして、所有者に対する指導、通知、勧告までの手続きを農業委員会が一貫して行うことにより、適切に耕作放棄地対策が講じられるようになり、また、所有者が不明な耕作放棄地にあっても、利用権の設定ができることとなりました。

なお、中山間地域においては耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されており、農業生産の維持を通じた農業の多面的機能を確保する観点から、平成12年に「中山間地域等直接支払制度」が始まり、平成17年からは2期対策として継続されており、20年度時点で県内454の集落で取り組まれています。

さらには、平成19年からは、「農地・水・環境保全向上対策」が始まりました。

この対策は、過疎化や高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地や農業用水等の適切な保全管理が困難になってきている現状を踏まえ、地域の農家だけではなく非農家も含めた多様な地域住民の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うこと等を支援するものです。平成20年10月時点で、県内では207活動組織が耕作放棄地発生防止のために農地を保全管理することを必須活動の一つとして取り組んでいます。

その他、耕作放棄地の有効利用という観点から、担い手への農地のより一層の利用集積や新規参入の促進、農地の基盤整備や鳥獣被害防止対策による生産性の

向上のほか、牧草地や放牧、市民農園や教育ファームとしての活用事例が出始めています。

2. 耕作放棄地対策の必要性

農地やそれを取り巻く水路等には、食料を供給するという基本的な役割とともに、農村として地域社会を形成・維持するほか、国土と環境の保全という重要な役割があります。

耕作放棄地は、その発生する要因は農家個人の都合によるものですが、いずれ地域や住民に負の遺産として跳ね返ってきます。

今、耕作放棄地の増加イコール地域の荒廃というマイナスのスパイラルが、集落の崩壊を現実のものとしつつあることを認識する必要があります。

(1) 農業

世界の食料需給は中長期的にはひっ迫が見込まれる中、わが国の食料自給率(カロリーベース)は、平成20年度では41%と、前年よりは向上したものの先進国の中では非常に低い水準となっています。また、香川県の食料自給率については、36%(18年度)と国の平均を下回っています。**(食料自給率の低下)**

このように国際的な食料事情が不安定化する中で、国民(県民)に食料の安定供給を行っていくには優良農地の確保とその有効利用を図っていく必要がありますが、経営耕地面積は昭和16年の51,985haをピークに一貫して減少しており、今後も引き続き減少が見込まれます。そのため、耕作放棄地についても、農業上重要な農用地区域内を中心に再生・利用に取り組んでいく必要があります。**(農業粗生産額の減少)**

図7 経営耕地面積の推移



また、認定農業者や新規就農者、集落営農組織などの担い手の経営の安定・発展にとっては、必要に応じて速やかに農地が確保できることが重要です。そのため、農地の流動化のシステムづくり等が必要ですが、その前提となる優良農地を耕作可能な状態で維持していくことが必要不可欠です。**(農地利用集積の円滑な実施、優良農地の確保)**

現在、耕作放棄地となっている農地の再生・利用は喫緊の課題ですが、今後、耕作放棄地となる恐れのある農地、いわゆる耕作放棄地予備軍も数多く存在しています。

これらの農地が耕作放棄地とならないためにも、農地の有効利用や保全が図れるような体制やシステムづくりに真剣に取り組んでいく必要があります。

(2) 地域社会

農村にはいろいろな組織があり、さまざまな取組みを行っています。

これまで、農村地域では、農道や水路の維持活動、祭り等の伝統行事の実施、冠婚葬祭等の相互扶助など、地域で生活していくうえでの必要な取組みを共同で行ってきました。しかしながら、近年、高齢化の進展に伴い、共同で取り組むことを前提とした地域の営農システムや農業インフラを維持することが難しくなりつつあり、この流れは、生活条件や営農条件の厳しい中山間地域でとりわけ顕著に現れはじめています。

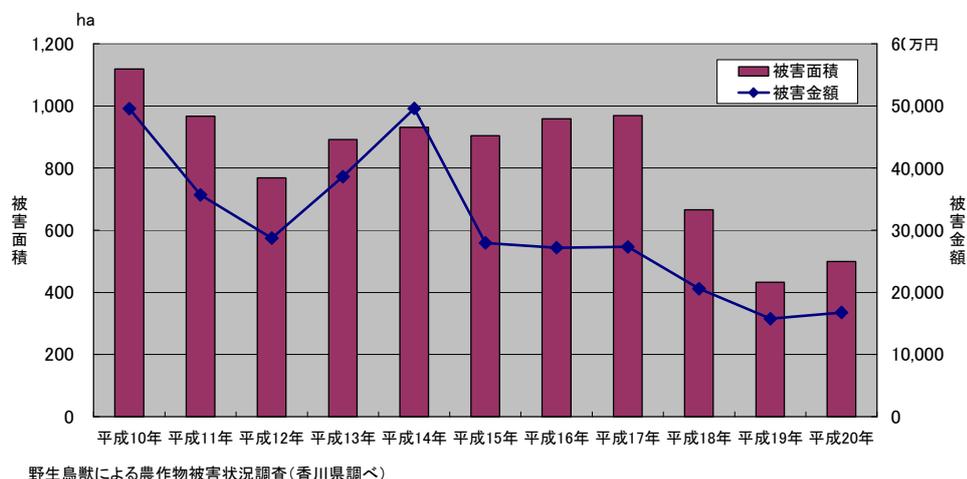
これら農業生産基盤がなくなると、農業を営むことが困難となり、農地・水利施設等の持つ洪水や土壌浸食の防止、地下水の涵養や河川流量の安定などの多面的な機能も損なわれ、周辺環境に多大の悪影響をもたらす恐れがあります。**(農業の多面的機能の喪失)**

農村集落を維持するためにも、耕作放棄地を解消しながら農地を有効利用する地域営農システムの再構築が必要です。

また、里山が利用されずに放置されることによって、それまで山奥にいたイノシシやサルなどの野生鳥獣が、集落にある耕作放棄地を利用し活動範囲を広げてながら、人々が生活する地域にまで進出してくるようになりました。それにより農作物への被害のみならず、安全な日常生活をも脅かす事例も見られるようになってきました。**(鳥獣被害による生産性及び生産意欲の低下、生活環境の悪化)**

このことから、人間が生活を営む地域と野生鳥獣が生息する地域の境界を明確にして野生鳥獣の侵入を阻止し、被害の解消や安全の確保を図っていく必要があります。

図 8 野生鳥獣による農作物被害の推移



一方、耕作放棄地では廃棄物の不法投棄も多く見られ、景観の悪化とあいまって、地域の印象が暗く荒んだものとなり、住民の地域への愛着や関心が薄れるほか、犯罪の遠因となることも危惧されます。**(生活環境の悪化)**

耕作放棄地の解消と発生防止は、農地の有効利用のみならず生活環境を維持する上でも重要なのです。

耕作放棄地の発生原因

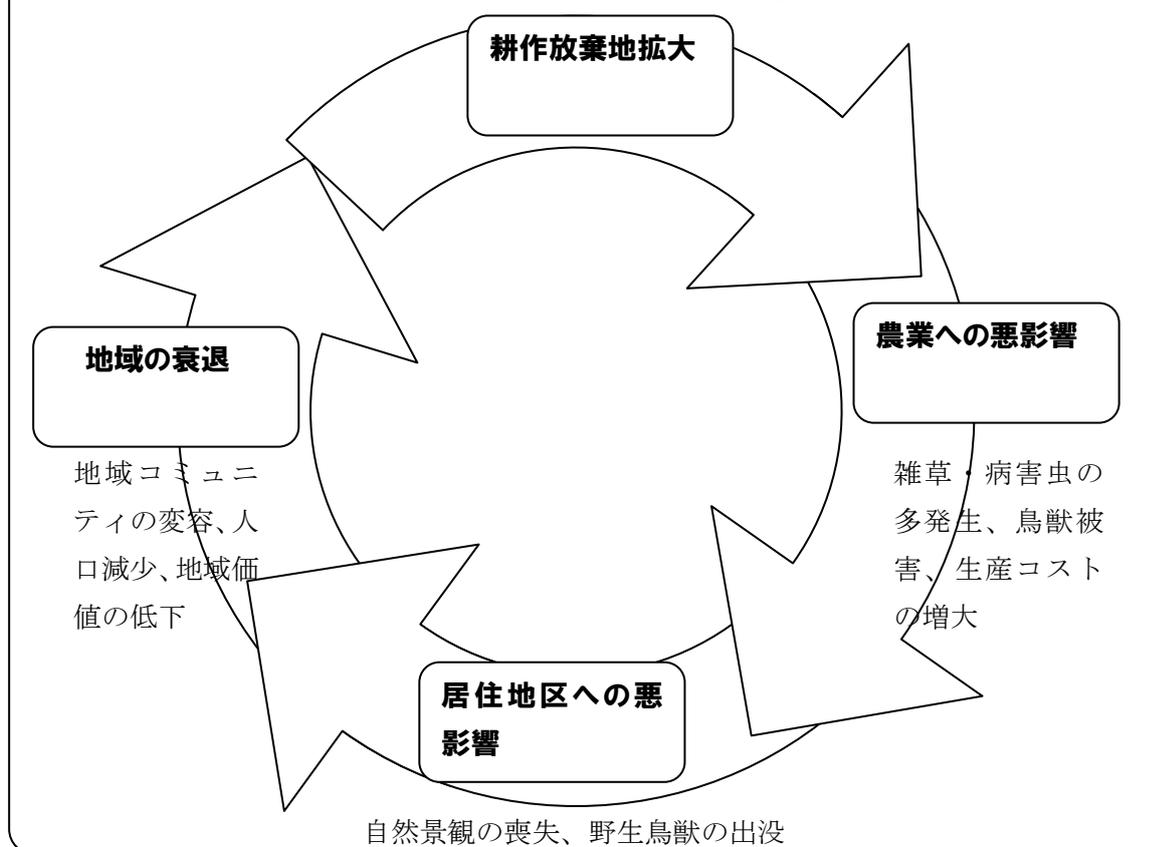
社会的な要因

集落機能の低下（基幹的農家の減少、就業構造の変化、混住化、住民意識の多様化）

生産基盤による要因：土壌や土地条件の悪さ、複雑な水利慣行、基盤整備の遅れ

直接的な要因：農産物価格の低迷、担い手不足、鳥獣被害、需給の不均衡

耕作放棄地がもたらす地域衰退のスパイラル



集落機能の低下

地域コミュニティの希薄化
集落活動への参加意識の低下
農地・水利等農業関連施設の維持・管理が困難
人口流出、農業生産力の低下

集落の機能不全 地域農業の消滅、洪水や土砂被害の発生等災害の多発化、周辺の景観や居住環境の悪化、伝統文化の衰退、地域経済の下落

3 香川県における問題点と考え方、及び取り組みの方向

(1) 耕作放棄地対策の問題点

耕作放棄地が発生する理由として、米以外で金銭収入の期待ができる兼業農家向けの作物が少ないことや土地の区画が整理されていないこと、水管理が煩雑であることなどさまざまな理由がありますが、農家自身が耕作放棄地に対する意識が低いことや、市町合併等による農業委員や市町職員が減少する中で、遊休農地の把握が十分でなく、遊休農地の地番の特定なども行われていないケースが多かったことも理由のひとつです。

また、市町・農業委員会は、農地の受け手が存在する場合や具体的な解決策、及び病虫害の発生源となる等の緊急性がないと、個人の資産である農地に対して、法的な措置に至る指導にはなかなか踏み切れないことや、これまで農地問題については関係機関との関わりが弱く、包括的な耕作放棄地対策とはなっていなかったことも原因であると推察されます。

(2) 耕作放棄地対策の考え方及び取り組みの方向

①耕作放棄地問題に限らず、これまでのように全国一律の対策では、県や地域の問題を根本的に解決できなくなりつつあります。

②市町段階でも職員や農業委員の数が減少し、これまでのような密度の濃い地域への関わりが難しくなっていることから、対象者（個人・集団）の自律性を高めたり対象をまとめるといった、対象数をなるべく集約する効率的な取り組み（集落機能の再生と組織化）が必要となっています。（学区単位での地域コミュニティセンターづくりなど）

③県においても行政の効率化が求められ、組織の広域化により対応しているところですが、地域内の細かな問題には十分対応できていないのが実状です。

④各市町とも財政的に厳しいことに変わりはなく、耕作放棄地解消などの取り組みの大部分は、地域住民の自助や共助に頼らざるをえません。

⑤JAにおいても、広域合併により、「営農」部門は人員が減少傾向にあり、効率化を目指して組織を広域化しているものの、耕作放棄地への対応まで手が回らないのが実状です。

⑥職業としてのほか、採算は度外視しても農地を次の世代につなぐことや、水田への特別の思い入れなど、様々な理由で現在農業を行っている戦中・戦後の食糧難を経験してきた昭和一桁世代が、リタイヤの時期を迎えつつあります。次の農地所有者となる世代は、違った価値観であることが十分予想されます。

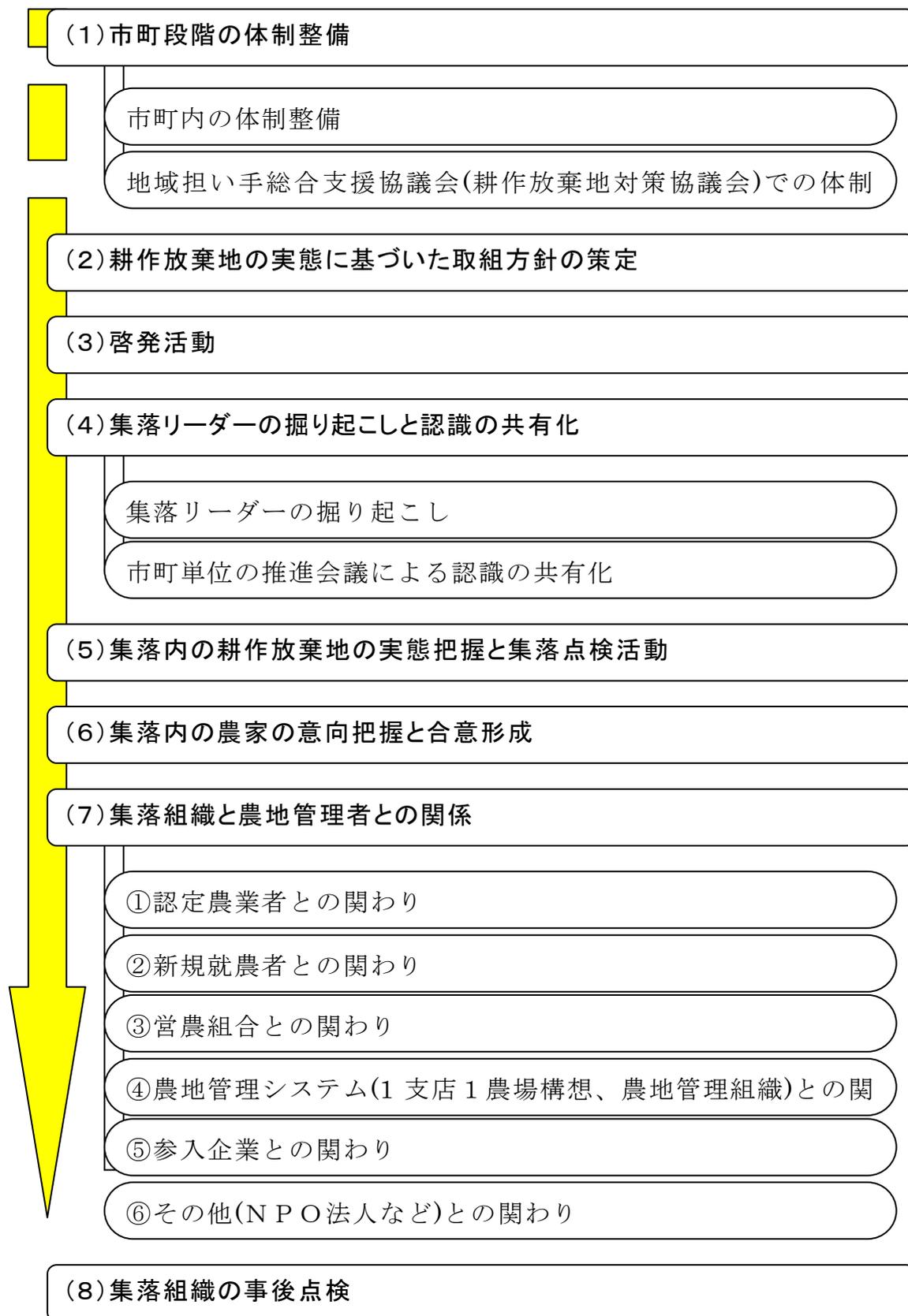
⑦集落の集まり（コミュニケーションの場）などが減少し、若い世代の集落活動への参加意識が希薄になりつつあります。コミュニケーションが十分でないと、いい意味での個人の自制心（世間体を気にするなど）が失われ、勝手気ままな風潮が広がり、集落としての体をなさない事態も想定されます。

行政の効率化や農業者の自律、地域コミュニティ（住民自治）を確立するうえでも、集落での話し合いと活動を促し、地域が主体的に課題解決に立ち上がれるようにすることが望まれます。

耕作放棄地は、その発生要因が複雑に絡み合っていると同時に、そこから派生する問題は地域社会を根底から揺るがすことも予想されます。農業は地域社会の上に成り立つ産業であることを踏まえると、耕作放棄地の解消や未然防止には、農家・非農家を問わず地域住民が共助の精神に立ち、集落での合意形成や、それに基づく農地管理者（担い手）とのマッチング活動の取組みを進めることが重要です。

次のページ以降、取り組みの基本となる集落組織の構築を核とした具体的な推進手法について順を追って説明します。

集落組織の構築のフロー



(1)市町段階の体制整備

チェックポイント

- 行政や関係機関等からなる幹事会（対策チーム）が編成され、機能しているか。
- 対策は一時的なものではなく、持続的に行なう必要があると認識できているか。
- 仕組みづくりや対応等、幅広い対策が必要と認識できているか。

この取組みは、人づくり・地域づくりが基本となるため、市町・農業委員会の担当者を中心に、専門的な知識や情報を有する関係機関が連携・支援できる体制を整備する必要があります。

市町の体制整備

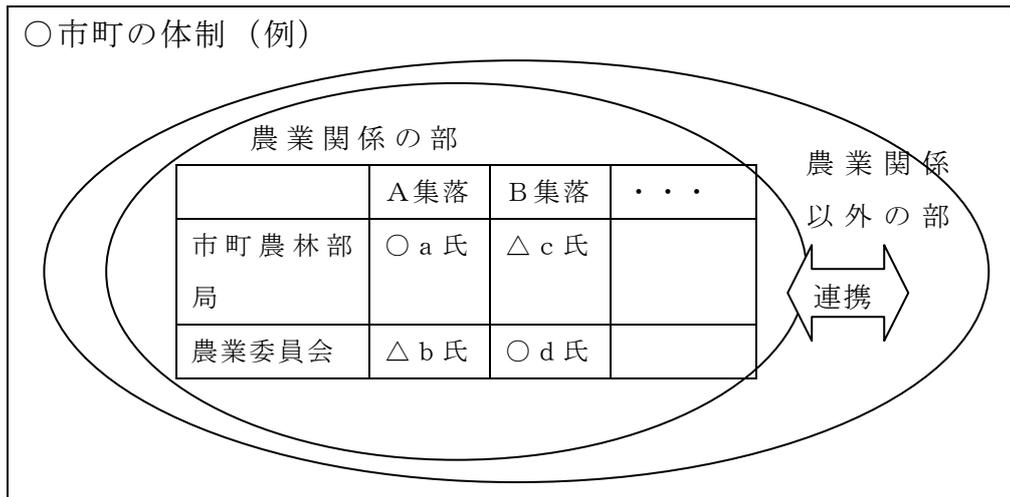
耕作放棄地対策の根本的な解決には、地域農業に関わる様々な人々の責務の自覚や役割分担の明確化とともに、農地や水路、農道、農業機械・施設等地域に存在する各種の資源を全体として管理し、その中で、農地の管理手法の検討や流動化を図り、地域農業を望ましい方向に向けて管理するという、いわゆる「地域づくり」の視点が必要です。

市町においては、①市町が策定する市町取組方針に沿って一連の活動が進んでいくこと、②集落の進捗状況を把握しながら集落リーダーのフォローが必要になることから、市町農林部局担当者を中心に農業委員会担当者も含めた人員の確保と支援体制を整備し、各集落の窓口担当を決める必要があります。なお、地域づくりにおいては、自治会活動や福祉・環境分野など幅広い対応が必要な場合も想定されることから、農林分野に限らず他部局とも連携がとれるよう事前に準備しておくことが望まれます。

アドバイス

- 地域づくりとは!?

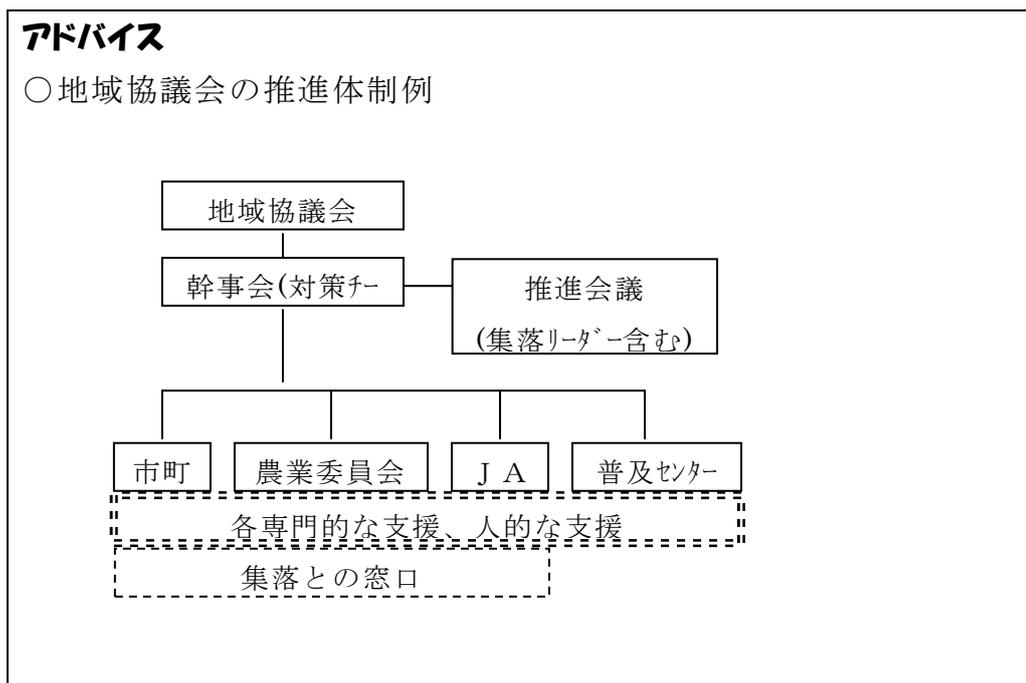
地域住民等がその他の様々な主体とともに社会の形成に主体的に参画し、互いに支えあい、協力し合うという互惠の精神に基づき、パートナーシップを形成して地域の課題を解決する活動のこと。これはまた、社会の問題を自分自身の問題として考える新しい「公共」の観点に立って、「自らの地域は自ら創る」という意識を持って行なう主体的な活動でもある。



地域担い手総合支援協議会(耕作放棄地対策協議会)の体制整備

市町・農業委員会の活動には自ずと限界があるので、既存の地域協議会を積極的に活用することが重要です。地域協議会の関係機関の担当者についても役割を明確化し、取り組みに当たっての意識統一や基礎的な知識・手法を習得させたいうえで、関係機関の人的・専門的な力を総合的に発揮させることが大切です。

なお、市町・農業委員会及び関係機関は、あくまでも農家を支援する立場であり、意思決定の主体は農家側に存在するということを常に認識し、農家が自主的に行動するように誘導することが求められます。



○構成メンバーの役割分担の代表的な例

機関	啓発活動	リーダー掘起し	推進会議	集落点検	合意形成	実践活動	事後点検
市町	◎	◎	◎	○	○	△	◎
農業委員会	○	○	○	△		○	
J A		○	△			△	
普及センター			△	△	△	△	

注) ◎：取組の主体者、○：取組の補助者、△：参画・専門支援

取組項目	役割分担の概念
啓発活動	市町が取組方針に沿った啓発活動をコーディネートする。
リーダー掘起し	集落リーダーとの接点が多い市町、農業委員会またはJ Aにおいて、掘り起こしを行う。
推進会議	市町が推進会議を主催し、農業委員がオブザーバーとして参画する。関係機関は専門分野を支援する立場で参画する。
集落点検	主体は集落リーダーで市町が補佐する。関係機関は手法や専門分野を支援する立場で参画する。
合意形成	主体は集落リーダーで市町が補佐する。関係機関は手法や専門分野を支援する立場で参画する。
実践活動 (注)	主体は集落組織で、農業委員会が農地流動化活動を補佐する。 関係機関は専門分野を支援する立場で参画する。
事後点検	市町が主体で集落組織の活動状況をフォローする。

(注) 農地の貸し手と借り手のマッチング活動など

(2) 耕作放棄地の実態に基づいた取組方針の策定

チェックポイント

- 取組方針は、行政から地域住民に発する強いメッセージであることを認識しているか。
- 取組方針の策定は、実態把握に基づき、地域づくりの視点を織り込んでいるか。

耕作放棄地の解消は、本来、農家や集落からの自主的な発意により取り組まれるべきことですが、これまでの耕作放棄地の発生状況や低調な集落活動

の実態を考えると、農家や集落からの発意はあまり期待できません。そのため、市町として、取組方針の策定やその啓発活動を通して、地域住民への行政としての強い意思表示が住民活動の糸口になります。

取組方針の策定に際しては、地域の実態把握を基に、広い視野に立ち、市町や地域住民の将来のあるべき姿を考え、今取り組むべき活動を具体的に記述しておくことが大切です。

なお、方針には、耕作放棄地対策のみを主眼とするのではなく、「住民が自らの集落をいかに守り育てるか」、「その中で、集落の人々が何をなすべきか」を考える地域づくりの視点を織り込むことが必要です。

アドバイス

実態把握の項目：市町における農業の位置づけ、農地と耕作放棄地の推移、集落ごとの人口・世帯数・農家数の推移、農業従事者の推移と高齢化の進展状況、農地基盤の状況、担い手の状況など

取組方針の項目：現状、地域の課題、推進体制、課題解決の取組手法（集落組織の活性化策）、耕作放棄地解消の展開方向

(3)啓発活動

チェックポイント

- 啓発活動は、取組方針の趣旨に沿った内容になっているか。
- 地域全体の意識高揚を図るため、効果的な啓発活動を組み立てているか。

まず最初の取り組みは、徹底した啓発活動の実施です。

現状では、集落内の多くの農家が、農業経営面や生活面などにおいて将来に不安を抱きながら農業に従事しており、限られた労力の中で、耕作放棄地の解消にまで手が回らないのが実状です。また、一部の集落リーダーにおいても、問題意識を持ちながらも地域全体の問題意識が低いことから、取り組みへ向けた一歩を踏み出せない状況が続いています。

そのため、まずは、地域全体の意識を高揚させることが重要であり、行政サイドから本対策の意義や取組方法などを広く周知していく必要があります。それには、関係機関との連携の下、あらゆる機会を通じてメッセージや情報

を発信するほか、研修会や意見交換会を効果的かつ継続的に実施して農家の自発的な行動を誘導することが大切です。

なお、助成金の受領など目先の利益で誘導する手法は避けましょう。

アドバイス

○行政と集落の関係における留意点

- ①行政頼みの時代は終了したことを相互に認識
- ②地域（集落）自らがまず考え・行動する必要があること
- ③行政はあくまでも、それを側面支援する立場であること

○啓発活動の組み立て（例）

啓発活動	意図	備考
①広報等による取組方針の公表	最初のつかみ	
②講演会の実施（毎年の開催必要）	関心の喚起	講師：大学教授、県外・県内先進地区
③農業委員の研修、集落代表者（JA水田営農部会等）への研修	農業委員や集落リーダー候補者の意識啓発	
④集落代表者等による先進地視察、意見交換会		
④関心のある集落で研修	点から面へ展開	

(4) 集落リーダーの掘り起こしと認識の共有化

チェックポイント

- あらゆる機会を通じて、集落リーダーとなり得る人の動静に気を配り、掘り起こしにつなげているか。
- 集落リーダーのモチベーションの維持・向上のため、市町段階に推進会議を設置しているか。
- 集落リーダーの集落内での孤立防止のため、リーダーの右腕となるサブリーダーを確保しているか。

集落リーダーの掘り起こし

啓発活動を通じて、集落リーダーから自発的な発意が出てくれば理想的ですが、解消へ向けた取組みの煩雑さや集落リーダーとしての重圧感から、集落リーダー自らはなかなか第一歩を踏み出せない場合が多いと思われます。

この点を考慮して、市町・農業委員会、JAなど、直接農家と接する機会が多い関係機関は、集落リーダーや集落リーダーにふさわしいと思われる農家に、絶えず耕作放棄地解消や地域づくりへ向けた働きかけをすることが重要です。

集落リーダー候補者が出てくれば、まず市町の窓口担当者を決め、関係機関と連携して、集落リーダーを訪問し、集落の現状把握、取組みの意義などの話し合いを行いましょう。

アドバイス

集落リーダーの掘り起こしは、いろいろな切り口からのアプローチを！！

市町関係：(農業部門) 実行組合長、農業委員、中山間地域等直接支払制度協定集落役員、農地・水・環境保全向上対策活動組織役員
(農業部門外) 自治会長、自主防災組織役員、福祉協議会役員、

JA関係：総代、運営委員、水田営農部会役員、特定農業団体役員
農業共済関係：共済部長

その他：鳥獣被害者、行政・農業団体OB等

※なお、人を動かすのは、「変わらない信念」と「熱意」、それから沸き起こる「感動」であることを肝に銘じましょう。

市町単位の推進会議による認識の共有化

集落リーダーの掘り起こしができれば、各集落のリーダーと市町など関係機関から成る市町単位の推進会議を設置します。

そこでは、まず耕作放棄地の問題点、地域づくりの意義・方法などについて理解を深め、意識の共有化を図ります。また、推進会議は適宜開催することにより、各集落リーダーの理解の促進とともに、集落間の良い意味での競争心を煽ることも必要です。

なお、集落リーダーは往々にして集落内で孤立したり不安を募らせることもあるので、推進会議の場でフォローすることも大切です。また集落段階では、リーダーの他にサブリーダーを確保しておき、運営方法等について相談できるリーダーグループを構築しておくことが望まれます。

アドバイス

○リーダーとしての適性

- ①住民の信頼があること（「先頭に立つ」ことで反発を受けるような人物ではないこと）
- ②集落の活動に、ある程度の時間を確保できること
- ③健康であること
- ④資料の読解力や人への説得力を有すること

○推進会議の構成

集落リーダー・サブリーダー、市町、農業委員会、JA、普及センター、その他適宜必要な人材

(5) 集落内の耕作放棄地の実態把握と集落点検活動

チェックポイント

- 集落点検活動は、集落を動かす第一歩と認識し、集落リーダーが主体的に動ける体勢が取れているか。
- 地域住民自らが集落の問題点を再確認できるよう集落点検図を作成し、それを効果的に活用しているか。

集落点検活動は、地域住民が自らの集落の問題点を再認識する機会であり、住民自らが行うことが大切です。それにより、問題意識の醸成・共有化が図られ、集落での自発的な話し合いのベースとなります。なお、そのときに集落リーダーが自らの言葉で説明し、集落の住民自らが主体的に活動するように誘導することが重要です。

手順：

- ①集落点検の目的・内容を整理・明確化し、集落リーダー自らが説得力のある説明ができるよう支援します。
- ②集落点検の実施を集落で組織決定するなど、集落内の公認を受けておきます。集落の総意に基づいて実施するという権威付けが重要です。

- ③集落内の全戸に調査票を配布し、配布後1週間以内に集落リーダーグループが戸別訪問し、補足聴取しながら回収します。この際、じっくりと意見を聞き具体的に記録することが、住民意識の深化と高揚に役立ちます。
- ④集落リーダーグループや世話役を中心に調査票を整理したり、耕作放棄地等を集落地図に落とします。
- ⑤データや問題点を整理し、集落点検図ができれば、全戸に情報を配布するとともに、集落座談会を開きます。
- ⑥集落点検図をもとに、地域の耕作放棄地等の状況を座談会参加者全員で現地確認することも、参加者の問題意識共有化の醸成に効果的です。

アドバイス

- 集落点検項目：①「集落全戸の状況」と「現状をそのまま10年経過した状況」
- ②「農地の活用状況」と「10年後の活用状況」
 - ③「農業経営の現状」と「今後の農業経営」
 - ④「機械の所有状況」と「更新の考え方」
 - ⑤「鳥獣被害発生状況」 など

(6)集落内の農家の意向把握と合意形成

チェックポイント

- 地域の農業従事者が考えた農地・農業・集落の将来像を反映した「集落ビジョン」となっているか。
- 「集落ビジョン」には、地域の農業後継者や女性も含めた広範囲の意見が反映されているか。

集落内の農家が、自らの農地、農業、集落などをどのようにしていくのかを農家自らが判断していく必要があります。行政からの拙速な押し付けは、農家の自助努力を妨げ、行政への責任転嫁の一因となるので慎むべきです。

特に、現在の耕作放棄地解消など個別農家での解決が難しい課題については、地縁的集団としての集落で何をなすべきかを検討し、「集落ビジョン」として取りまとめることが重要です。

また、家長のみの意見でなく、年齢階層別・立場別（後継者、女性など）

の集まりも設定し、意見交換を行うことにより、また違った角度からの現実的な方向が見出せることが期待されます。

手順：

- ①年齢階層別・立場別などの座談会を開催し、そこでの意見交換を通じて、今後の合意形成をしやすくします。
- ②役員などにより、意見の集約を行い、集落ビジョンの素案をつくりまします。その中では、集落組織（地権者組織）のあり方についてもまとめます。
- ③集落ビジョンの素案をたたき台にして、座談会を開催するとともに、戸別訪問で意見を集約していきます。集落ビジョンの修正と意見交換を繰り返し、集落内の合意を経た上で、ビジョンを仕上げます。

アドバイス

○集落ビジョンの4つの柱：

- ①集落の農地（特に耕作放棄地）をどうするか。
- ②農作業をどうするか。
- ③農業機械・施設をどうするか。
- ④農地管理者（担い手）をどうするか。

○合意形成の手法

一般に、多くの人が集まる座談会では、恥ずかしい、長老の目があるなどの理由から意見が言いにくいもの。また、何回座談会を行っても堂々巡りの繰り返しで、参加者の嫌気がさす場合もある。

スムーズな合意形成のため、いろいろな手法を試みてみましょう。

- ①リーダーグループとして、合意形成の根幹部分を意思統一する。
- ②リーダーグループが集落ビジョンの素案（たたき台）を作る。
- ③集落全体の座談会の他、隣組単位の小会合、青年部、女性部などの会合を設定する。
- ④専門的な問題については、関係機関の支援を受ける。
- ⑤集落全員の合意形成は無理。8割程度の合意形成でスタート。

(7) 集落組織と農地管理者(担い手)の関係

チェックポイント

○集落組織が、集落ビジョンに沿って「地域づくり活動」を行うことが基本

であることを認識しているか。

○集落組織は、農地のマッチングの際の基礎的組織であるとともに、地域の多様な担い手を支援・育む組織であると認識されているか。

農地のマッチングの相手としては、地域に存在する担い手の状況により、6つのパターン（①認定農業者、②新規就農者、③営農組合、④農地管理システム、⑤参入企業、⑥その他NPO法人など）が想定されますが、どのパターンにしても、集落組織の果たすべき役割には大きいものがあります。つまり、集落組織は、地域づくりの主体であり、担い手をはじめ多様な農地管理者を支援するためにも必要です。集落組織を核に、集落におけるコミュニケーションや相互扶助機能など集落活動を発展させましょう。

①認定農業者との関わり

生産性の低い農地（不整形・小区画・用排水不利、耕作放棄地など）での耕作は、かえって経営を圧迫する場合もあることから、認定農業者への集積には難しい面があります。また、認定農業者の多くは、既に規模拡大にも限界がきており、一部では、より条件のよい農地への借換えに取り組んでいるのが実状です。

このような状況下、耕作放棄地の解消に有効と思われるのは、①集落組織により農地を団地化し、より効率的な農作業が可能な農地として認定農業者に集積すること、②集落組織での話し合いにより、認定農業者との役割分担を明確化すること（例：畦草刈・水管理を地権者が実施、認定農業者が行う園芸作物以外の水稻を営農組合が受け持つ等）、③農地の社会的価値を再認識し、認定農業者イコール地域の農地管理者と位置づけて集落全体で支援する体制づくり（セーフティーネット）、を複合的に組み合わせることです。

②新規就農者との関わり

新規就農者、特に新規参入の場合、経営基盤である農地の取得がスムーズに進まず大きな参入障壁となっています。また、就農ができて、気象災害を受けたり、周囲とのトラブル等により経営が立ち行かなくなる例も見られます。

本来であれば、新規就農者は地域農業の数少ない担い手であり、定着できない状況は地域にとっても大きな損失です。

この場合の集落組織の意義は、①集落組織による合意形成により面的な農

地の斡旋が可能となりやすい。②集落内のコミュニティ活動・相互扶助機能があれば、新規就農者が地域内で孤立せず、地域に溶け込み、地域での支援を受けやすくなります。③集落内に営農組合があれば、新規就農者の収益確保が難しいときに、営農組合のオペレーターとして副次的な収益を得られます。(セーフティーネットの確立)

また新たな視点として、集落組織や営農組合として、新規就農者を積極的に受け入れ、集落内での農業研修、その後に集落の担い手として育成することも考えられます。

特に、最近では中・高齢者の新規就農者（都市からのUターンを含む）も増えており、地域を支える力として期待できます。

③営農組合との関わり

認定農業者や新規就農者がいない場合、また、担い手だけでは集落全体の農地管理が難しい場合、営農組合の立ち上げを検討しましょう。

兼業農家や高齢専業農家が、稲作を自己完結で経営することは大きな赤字につながります。

このような経営では、農外収入が減少していく中、また、地域の農業従事者が減少する中、1軒また1軒と農家が減っていき、耕作放棄地が拡大し生活環境が悪化するばかりです。

それを打開し、地域農業を継続していくためには、まず、①稲作経営で大きなウエイトを占める機械の集約を行い、共同利用組織をつくること、②組織の効率性を高めるため、収益確保と分配ができる協業や経営の組織化、③さらに経営の永続性をもたせるため、法人化へ誘導することが必要です。なお、組織形態については、各地域においての理解度や成熟度が異なるため、必ずしもこの順番どおりに進むものではありません。

④農地管理システム(1支店1農場構想、農地管理組織)との関

チェックポイント

- J A支店ごとに設置されている支店水田営農部会の活動状況。
- 集落ごとに「話し合い活動」ができる体制があるか。
- 地域営農専門部に相当する支店ごとの特定農業団体や農業生産法人が設立されているか。
- 制度・政策の変更により補助金の受領がなくても、組織化のメリットを

活かせる体制となっているか。

○その他、1・1組織以外で耕作放棄地対策の窓口となりうる組織が地域に存在するか。

J Aの1支店1農場構想の中で耕作放棄地対策に取り組む場合、集落ごとに話し合い活動を進めて、集落単位で組織化が可能な地区では、集落営農の一環として取り組むことができます。

一方、独自で組織化を図ることができない集落については、支店水田営農部会が地域の農業者の意向を把握しながら、将来的に耕作不能となる恐れのある農地を集約してとりまとめ、これを地域営農専門部に農作業委託することができます。

このとき、委託しようとする農地の形状や水利・農道の整備など、借り手が利用しやすいように地区で事前に改良しておくことも取り組みを推進する上で有効です。

地域営農専門部は受け手農家と出し手農家で構成されますが、あらかじめ前もって、J A支店が出し手農家の意向を把握・集約しておくこと、農地の貸借に関するマッチング活動がより一層円滑に進みます。

既存の特定農業団体や農業生産法人においては、組織内部での話し合いで、将来の発展方向などを十分に検討することが重要です。

組織化や法人化のメリットは、補助金の受給だけが目的ではありません。将来にわたって安心して地域の中で住み続けていくことのできる地域づくりを、自分たちの意向に沿って創造できることです。

地域の実情に応じた取り組みや各種施策の活用を視野に入れた組織づくりが求められます。

アドバイス

○1支店1農場構想の実現

- ①既存の組織との関係の整理
- ②地域内の集落ごとの意向を把握していくための「話し合い活動」の実施
- ③農業機械・施設の集約手法の検討
- ④担い手をどうするかなど、将来の発展方向

○農地管理組織

- ①安心して誰もが利用できる受け皿組織として継続活動するための手立て

⑤ 参入企業との関わり

最近、企業の農業参入が増えており、地方においても、これを積極的に受け入れる動きが出始めています。しかし、参入企業は、販売戦略上、立地や交通、栽培環境、収益性、人手確保、宣伝効果などを総合的に判断するため、当該地域が企業から選定されるか否かは不透明です。

しかし、地域からの熱意や情報の発信は可能であり、その場合、企業から選んでもらえる地域としての条件整備が必要不可欠です。

また、地元の農外企業が原料の生産や労力の有効活用のために、農業参入するケースも増えています。

その条件整備として、農地の団地化、地域の調整窓口の設置、地域の人的・物的な支援体制の整備が必要です。そのため、集落組織の育成支援とともに、農商工連携関係事業の情報収集など、今後、行政が取り組むべき課題は多いと思われま

⑥ その他(NPO法人など)との関わり

上記以外の農地の管理者として、NPO法人やボランティア組織などが考えられます。

これらの組織は、使命や任務を基礎とした共同体であり、使命等に沿う活動に対しては大きな力を発揮します。

そのため、NPO法人などの使命等の内容を汲み取り、それを地域の中でいかに具体化していくかを調整していく必要があります、その際の地域の受け皿となるのが集落組織であると考えられます。

例えば、「定年後の豊かな第二の人生のための田舎暮らし」を推進するNPO法人との協働を進める場合、集落組織は、自然環境や地域の円滑な人間関係の維持はもとより、廃屋等を活用した生活の場の提供や耕作放棄地の地権者との調整、農業技術指導、水利の調整などを積極的に行う必要があります。

(8) 集落組織の事後点検

チェックポイント

○耕作放棄地の解消や未然防止のため、集落組織の現状把握と問題提起のタイミングを見極めているか。

○集落組織を総合的な地域づくり組織へ展開することが組織の継続に重要であると認識しているか。

集落組織の育成が即座に耕作放棄地の解消や未然防止に結びつくとは限りませんが、集落組織の活動の現状把握や耕作放棄地の発生と問題提起など、タイミングを見ながら早い段階から取り組んでいくことが効果的です。

集落組織の活動全般に、立ち上げ段階では農家の熱意も高く、前向きに進行していく傾向が強いですが、集落組織が結成されてから年数を重ねるごとに、マンネリ化し活動が停滞しがちとなります。また集落のリーダーグループと構成農家間での意思疎通がうまくいかないケースもあり、リーダーは精神的な負担がかかります。

これらの観点から、フォローアップ活動として、関係機関による訪問・提案活動が必要となります。

なお、提案活動においては、農業分野のみならず、集落活動の観点からの提案も大切で、取組みが継続できる組織として育成していくことが重要です。

アドバイス

耕作放棄地解消のための3W1Hで考え方を整理しましょう。

「Who」誰が？

「Where」どこを？（どの農地を？）

「What」何を？

「How」どうやって？

4 農地のマッチングー担い手・品目の選択

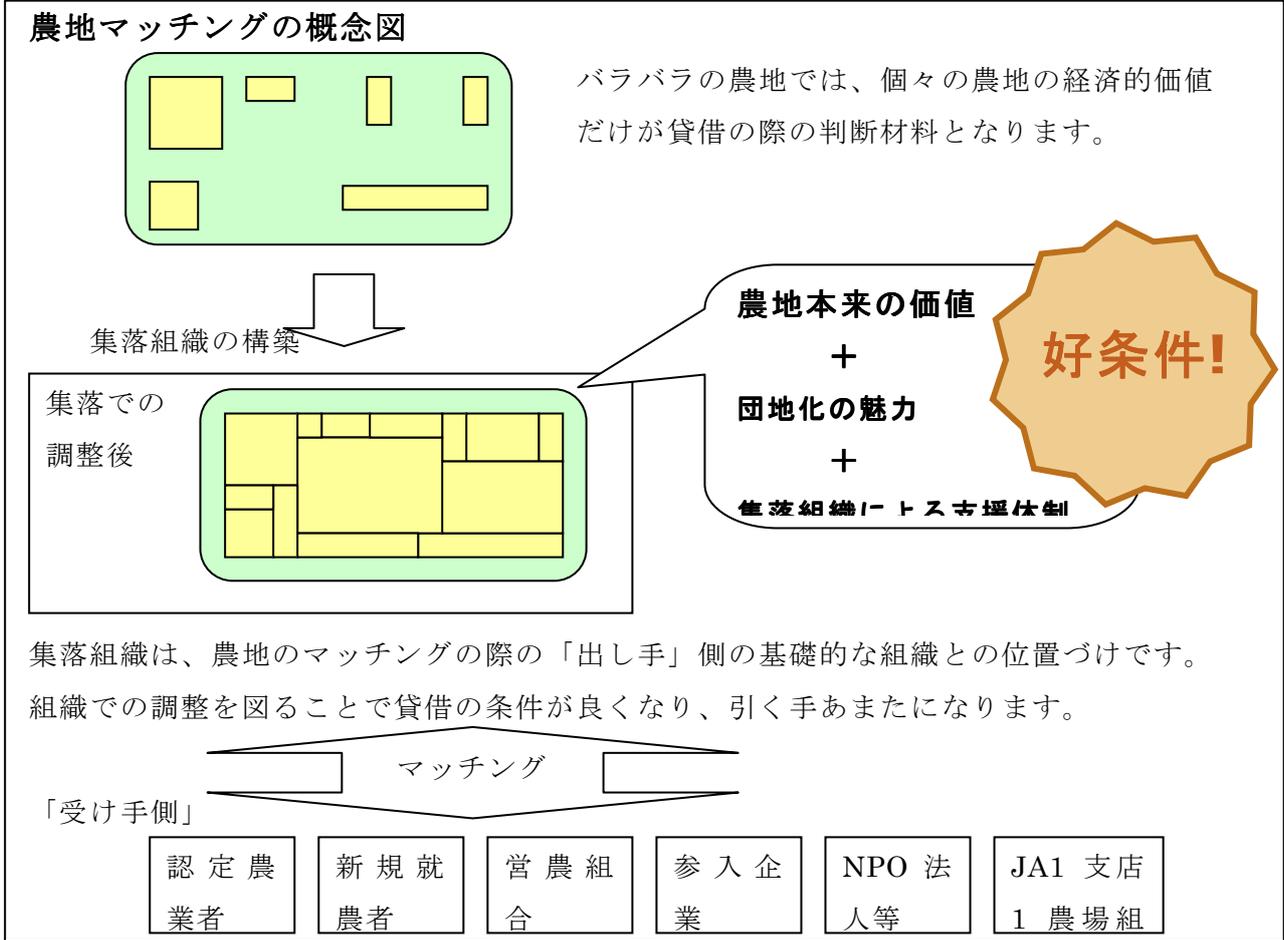
集落組織が構築されることにより、これまでの農地としての「経済的な価値」に加えて、「面的集積」や「集落機能の活用」による新たなメリットが出やすくなります。借り手がなくて困っていた農地でも、担い手にとって借りる魅力のある農地に再生することが可能です。

集落組織を中心に、農業委員会、市町などの関係機関が連携して、多様な担い手との合意形成に基づく農地のマッチング活動を積極的に行いましょう。

※「農地の経済的な価値」：農地が本来持っている立地、土壌、圃場形態、水利など直接農業収益に結びつく価値(道路に面している、水持ちが良いなど)

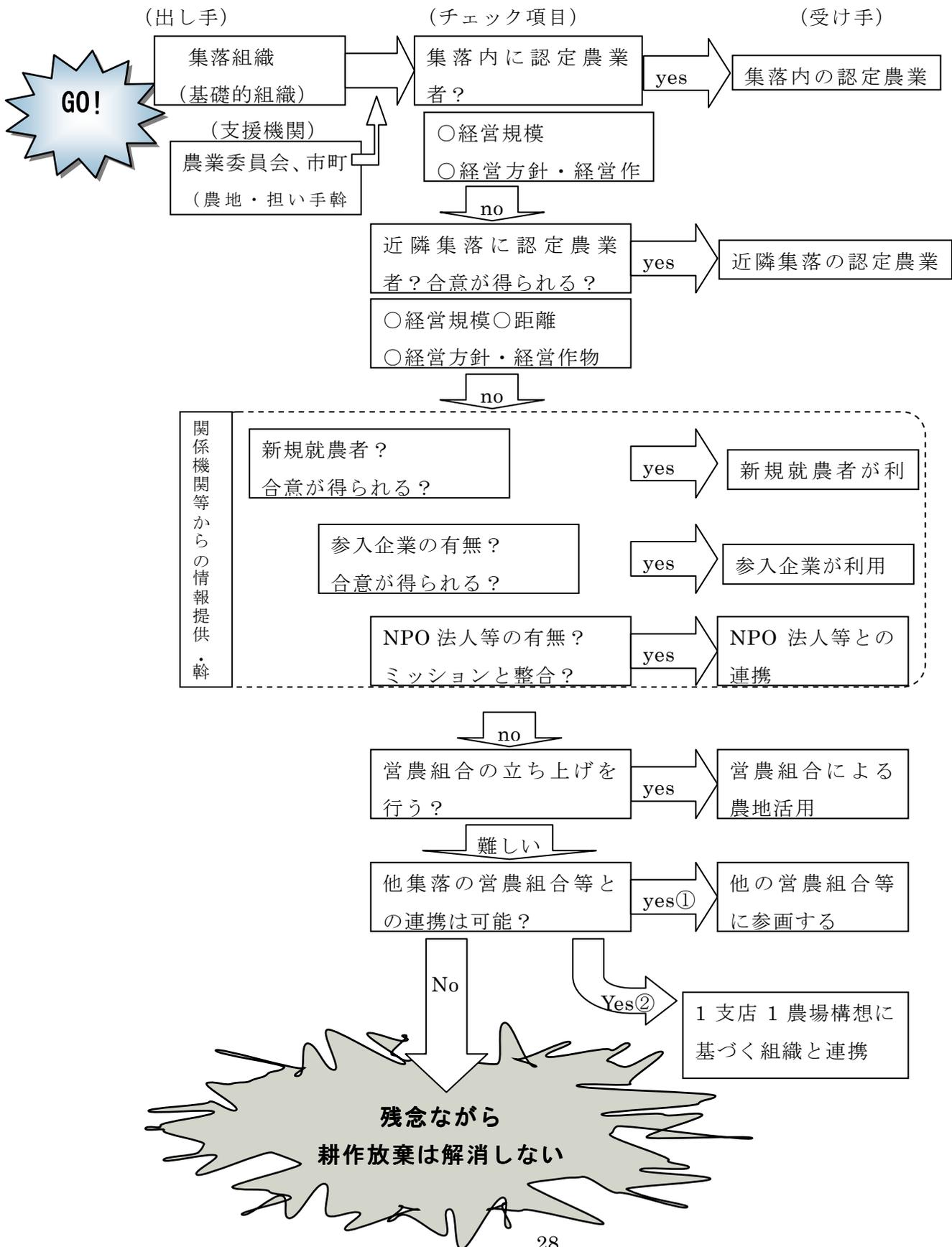
「農地の面的集積によるメリット」：団地化による農作業や水利の効率化など生産性の向上

「集落機能の活用によるメリット」：集落活動の活性化による営農・生活面での相互協力・扶助によるセーフティネットの構築



(1) マッチングの進め方

パターン1：主たる担い手を選定する場合

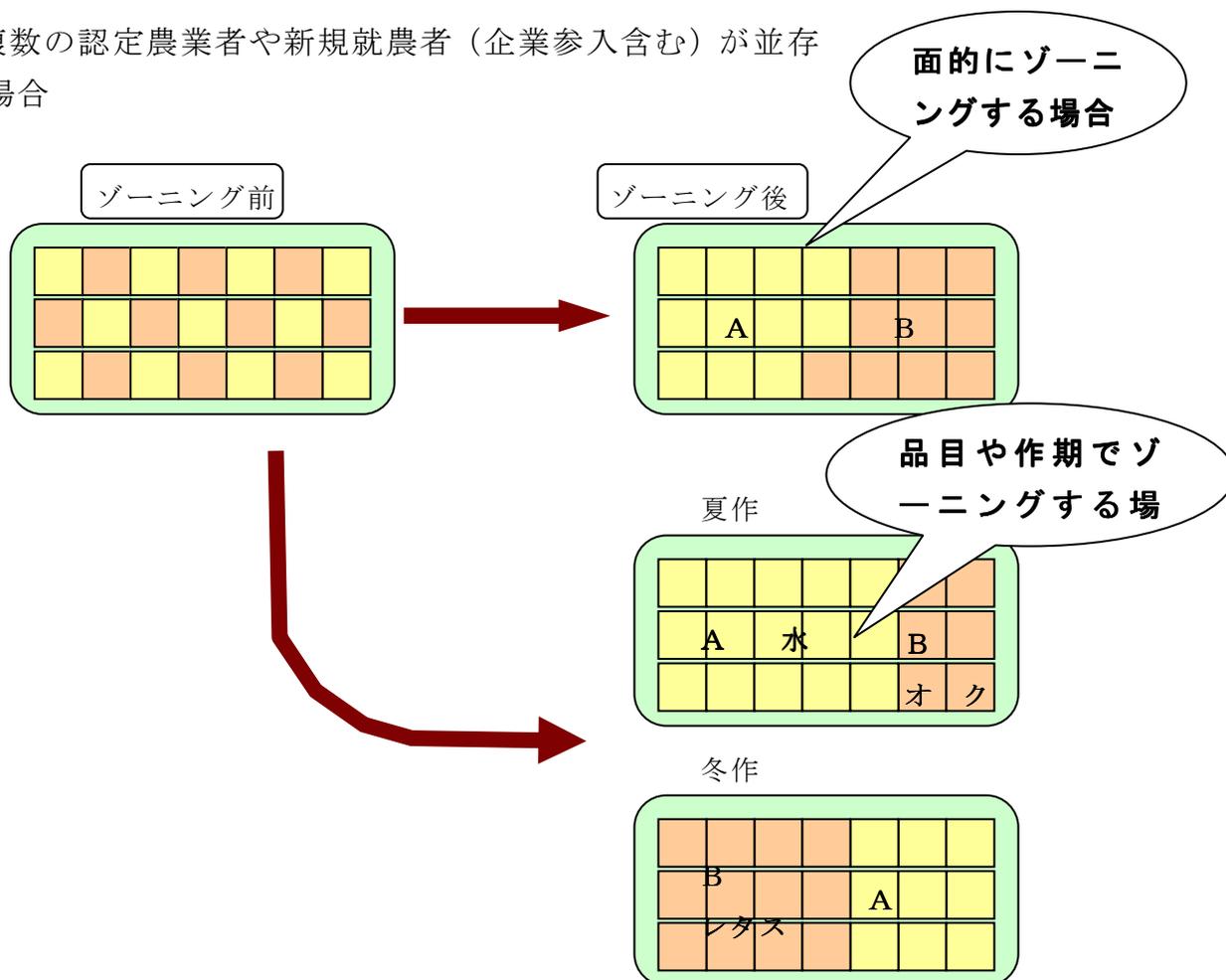


パターン 2 : 複数の担い手が並存する場合

前述のパターン 1 は一例であり、実際には、集落内に複数の多様な担い手が並存するのが一般的です。

その場合、複数の担い手との共存を実現するため、集落組織が農業委員会等と連携しながら、農地の利用調整を行う必要があります。

①複数の認定農業者や新規就農者（企業参入含む）が並存する場合



パターン 3 : 営農組合と認定農業者が並存する場合

①認定農業者の経営面積の確保を主体とした場合

○品目によるゾーニング

認定農業者・・・①園芸専作、②施設園芸

営農組合・・・①水稻・麦の作付（クリーン作物含む）

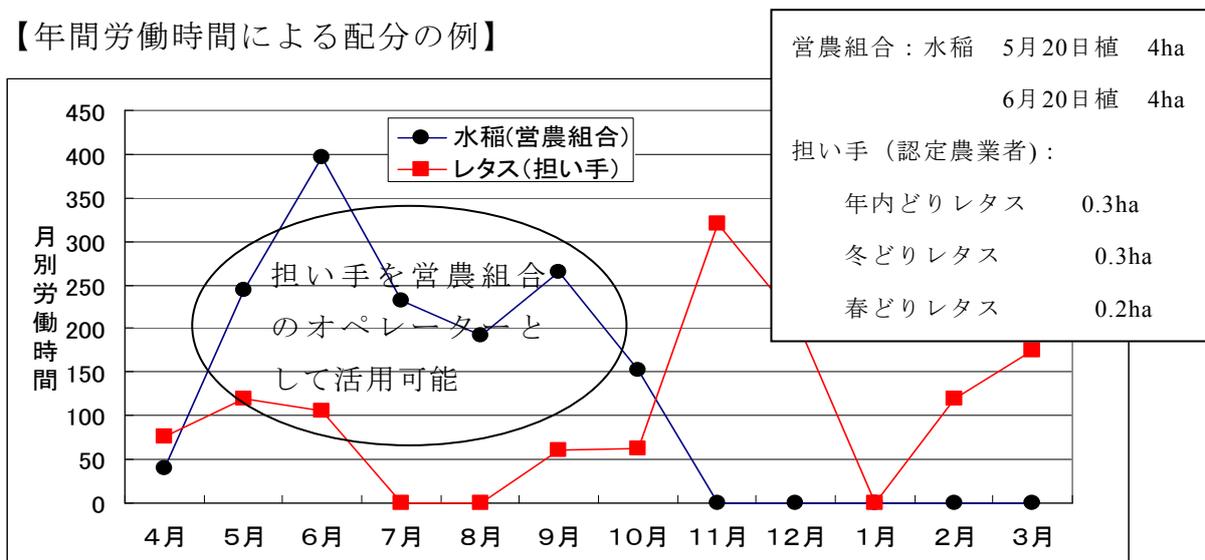
②周辺景観作物などの作付

②営農組合と認定農業者が共生する場合

○営農組合が畦草刈や水管理などを分担し、認定農業者が本地部分を耕作。

○集落内の農家は原則営農組合の構成員となり、分担作業に従事する。

【年間労働時間による配分の例】



③ 認定農業者が営農組合の中心となる場合

○ 認定農業者が、自己の経営以外に営農組合の内部組織として、あるいは別組織を立ち上げて新たに事業化する。

この場合、営農組合が新規経営部門としてハウスを建設し、その栽培管理を新規就農者に任せるといった方法も考えられる。

パターン 4：営農組合と NPO 法人等が並存する場合

① 食に関心の高い NPO 法人もしくは一般消費者の場合

- ・ 健康に関する意識の高い組織：営農組合による雑穀の生産や農業体験
- ・ P T A など：営農組合による学校給食用の農産物の生産、農業体験を通じた食育教育の実施
- ・ 果樹等のオーナー制：営農組合が果樹を栽培し、生産物の頒布や農業体験等を企画
- ・ 棚田ネットワーク：営農組合による稲作の体験企画、地域食材を活用した食事・加工品の提供

② 特定の目的を有する NPO 法人等と協働する場合

- ・ NPO 法人等が地域活動を企画し、営農組合が協力
- ・ 子供や定年退職者を対象にした農業体験、市民農園、教育ファーム、菜の花プロジェクト・・・など

農地のマッチングを行う場合には、集落の話し合い活動は欠かせません。また、集落内で農地の管理を任せようとする相手との利害調整の同意が得られなかったら、折角の人材を無駄にすることにもなりかねません。集落で粘り強く話し合い活動を続けられる体制を整備することが重要です。

(2) 品目の選択と販売戦略

栽培する品目の選択に当たっては、その地域の気候風土や立地条件などのほか、出荷体制など地域の実情にあわせた取組みが必要です。

また、新規就農者は運転資金面で余裕がないことが多いことから、その点を配慮した品目の選定を検討しましょう。新規就農者に関する経営指標等については、香川県就農促進方針「認定就農者が目指す効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」を参照してください。

【具体的な品目選択】＜主に平坦地域＞

※「平坦地域」での観点：農地を面的に活用する効率的農業

1) 基幹となる品目

大面積を粗放的に管理できる土地利用型作物が営農の基本

米（米粉用、飼料用を含む）、麦、大豆が中心の中型～大型機械化体系

2) JAの産地戦略に沿った品目

土地柄（適地適作）や伝統的な産地形成の経緯などに基づいた地域特産物などを経営の一品目として活用することを考えましょう。

市町名	野菜指定産地の品目	野菜産地強化計画の品目	地域農業ビジョンの振興品目(生産調整関係)		
			土地利用型作物	野菜	花他
東かがわ市	冬春トマト、春ネギ、秋冬ネギ、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ、パセリ	小麦、裸麦、白大豆、そば、さとうきび、	青ネギ、イチゴ、パセリ、レタス、トマト、ミニトマト、アスパラガス、ナバナ、モロヘイヤ、オクラ、ブロッコリー、キュウリ、キャベツ、ピーマン、	キク、バラ、カーネーション
さぬき市	タマネギ、冬春トマト、春ネギ、秋冬ネギ、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸麦、白大豆、黒大豆、そば、タバコ	青ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、イチゴ、ピーマン、キャベツ、トマト、ニンニク、オクラ、レタス、ナバナ、タマネギ、ジャガイモ、キュウリ、メロン、サトイモ、自然薯	キク、ラナンキュラス
高松市	夏秋キュウリ、冬春キュウリ、タマネギ、冬春トマト	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸麦、白大豆、黒大豆、そば	ナバナ、ブロッコリー、青ネギ、アスパラガス、キュウリ、エンサイ、ナス、オクラ、トマト類、イチゴ	ヒマワリ、キク
三木町	夏秋キュウリ、冬春キュウリ、タマネギ、冬春トマト、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸麦、白大豆、黒大豆	キュウリ、イチゴ、アスパラガス、トマト、ナバナ、ブロッコリー、レタス、オクラ	

直島町					
土庄町		ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ		イチゴ、アスパラガス	キク
小豆島町		ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、大豆	アスパラガス、イチゴ、 (ジャガイモ、ニンジン、タ マネギ)	キク、 オリ ーブ
坂出市	春ダイコン、 秋冬ダイコ ン、タマネギ、 夏秋トマト、 冬春トマト、 冬ニンジン、 秋冬ネギ、冬 レタス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オク ラ、ニンジン、ダイコン、 カンショ	小麦、裸 麦、白大 豆、黒大豆	カンショ、金時ニンジン、 レタス、ブロッコリー、ネ ギ、タマネギ、ニンニク	
宇多津町					
綾川町	夏秋キュウ リ、タマネギ、	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸 麦、白大 豆、そば、菜 種	イチゴ、キュウリ、アスパ ラガス、ブロッコリー、タマ ネギ、(ナバナ、サニーレ タス)	
丸亀市	タマネギ、夏 秋トマト、冬 春トマト、秋 冬ネギ、春レ タス、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸 麦、黒大豆	レタス、アスパラガス、タ マネギ、ナス、イチゴ、ナ バナ、ネギ、ニンニク、ブ ロッコリー、キャベツ	キク
善通寺市	タマネギ、夏 秋トマト、冬 春トマト、秋 冬ネギ、春レ タス、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸 麦、白大 豆、黒大豆	レタス、タマネギ、ニンニ ク、青ネギ、ブロッコリ ー、ミニトマト、アスパラガ ス	キク
琴平町	タマネギ、春 レタス、冬レ タス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸 麦、白大 豆、黒大豆	ニンニク、レタス、ナバ ナ、オクラ、ブロッコリー、 キャベツ	
多度津町	タマネギ、夏 秋トマト、冬 春トマト、秋 冬ネギ、冬レ タス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オク ラ、ダイコン	小麦、裸 麦、白大 豆、黒大豆	ブロッコリー、ミニトマト、 青ネギ、アスパラガス	
まんのう町	夏秋キュウ リ、タマネギ、 夏秋トマト、 冬春トマト、 秋冬ネギ、冬 レタス	ミニトマト、大玉トマト、 レタス、イチゴ、キュウ リ、アスパラガス、タマネ ギ、ネギ、ニンニク、プロ ッコリー、ナバナ、オクラ	小麦、裸 麦、白大 豆、黒大豆	ブロッコリー、アスパラガ ス、ミニトマト、ナバナ、青 ネギ	キク

観音寺市	夏秋キュウリ、冬春キュウリ、タマネギ、夏秋ナス、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギ、春レタス、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ、ニンジン、ナス(ホウナン)	小麦、裸麦	レタス、イチゴ、タマネギ、アスパラガス、ニンニク、トマト、ブロッコリー、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、青ネギ	
(ホウナン)			小麦、裸麦	青ネギ、レタス、タマネギ、ブロッコリー、キュウリ、ナス	
三豊市	春キャベツ、夏秋キュウリ、冬春キュウリ、タマネギ、春ネギ、夏ネギ、秋冬ネギ、春レタス、冬レタス	ミニトマト、大玉トマト、レタス、イチゴ、キュウリ、アスパラガス、タマネギ、ネギ、ニンニク、ブロッコリー、ナバナ、オクラ、キャベツ	小麦、裸麦	タマネギ、キュウリ、レタス、ブロッコリー、キャベツ、青ネギ、アスパラガス、イチゴ	キク、マーガレット

【具体的な品目選択】＜中山間地域＞

※「中山間地域」での観点：立地的な条件不利を農産物の付加価値化で克服する

1) 基幹となる品目

ここでも、大面積を管理できる土地利用型作物は、営農の基本となりますが、立地条件などにより、認定農業者や営農組合、様々な人材が参画する小型～中型機械化体系での営農を検討しましょう。

米（米粉用、飼料用を含む）、ソバ、（麦、大豆）

2) 地域特産作物

中山間地域では、少量でもその地域の条件を生かした独自の品目が作付されていることがあります。その品目は有利販売の可能性を秘めている場合があるので、経営の一品目としての活用を検討しましょう。

○地域特産品：自然薯、タラの芽、マコモダケ

○高冷地を生かした品目：高冷地野菜（キャベツ、レタス）

○立地条件を生かした品目：採種

3) 付加価値化を前提とした品目

中山間地域をコスト増や減収などの不利な立地条件と否定的に考えず、地域資源を活用し、高付加価値化を図ることのできる利点として捉えましょう。

高付加価値化には、栽培条件や自然環境をうまく活用したり、加工などにより価値を高める手段がありますので、いろいろな組織と検討を行いましょう。

○栽培条件などによる高付加価値化

米（源流米、品質向上）、雑穀（NPO 法人等との連携）

○加工グループとの連携による高付加価値化

ソバ、小豆（もち）、黒大豆・白大豆（豆腐）

○コミュニティ・ビジネスによる付加価値化

高齢者用の弁当食材の供給、産直への出品

※中山間地域は、鳥獣被害の発生が多い地域であり、鳥獣被害を踏まえて品目選定することも重要です。

表1 サル害を受けにくい作物について

サル害を受けにくい作物	青シソ、赤シソ、トウガラシ、タカノツメ、シシトウ、ピーマン、オクラ、パセリ、モロヘイヤ、エンサイ、ツルムラサキ、ニガウリ、ペパーミント、タイム、バジル、ゴマ
-------------	--

出典：香川県農業試験場病害虫防除所の調査結果より

表2 2才の飼育イノシシが好む作物、嫌がる作物

総合評価	品目
嫌がる作物	タカノツメ、ゴボウ、ショウガ、シソ、白ネギ、ウコン、ミント、ニンニク
比較的嫌がる作物	コンニャク、パプリカ、トウガラシ、ピーマン、バジル
被害に遭うと考えられる作物	ニラ、ニガウリ、アスパラガス、タラノメ、ミョウガ、セロリ、オクラ

出典：滋賀県農業総合センターの調査結果より

(3) 農商工連携による品目栽培

現在、農産物の付加価値化などの観点から、2次産業、3次産業と連携した取組みが行われています。

また、他方では、地域コミュニティにおいて、地域内でのマネー循環やフードマイレージの短縮をはじめ、地産地消の観点からコミュニティ・ビジネスの機運も出始めています。

なお、この取組みは、他者（加工業者、販売業者、地域住民など）との連携が必要であり、販売戦略・地域戦略を練って、品目の選定を行いましょう。

（オリーブやひまわり・菜種（油とり用）、ソバなど）

こういった取組み(農業の6次産業化)はすぐに取り組めるというわけではありませんが、将来的な方向性のひとつとして考えることで夢が広がります。

(4) 地域保全的な品目栽培

収益性のある作物の選定が難しい立地条件、土壌条件、営農条件の農地では、地域での合意も得ながら、景観形成作物の作付などを検討しましょう。

なお、この場合、農地・水・環境保全向上対策、中山間地域等直接支払制度、花いっぱい運動などが活用できる場合があります。

（コスモス、菜の花、レンゲ、ひまわりなど）